

議案第 8 号

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり定める。

平成 2 0 年 8 月 2 日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 四方 八洲男

提案理由

被保険者の保険料を軽減する措置を講じる必要があるので提案する。

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「、「第14条」を「第14条」に、「又は附則第9項」を「、附則第9項から附則第11項まで又は附則第13項から附則第17項まで」と、「被保険者均等割額」とあるのは「被保険者均等割額又は所得割額」に改める。

附則に次の5項を加える。

（平成20年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例）

13 平成20年度において、当該年度における保険料の所得割額の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に2分の1を乗じて得た額を控除して得た額とする。

14 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（平成20年度における所得の少ない者に係る被保険者均等割額の減額の特例）

15 平成20年度において、第14条第1項第1号に規定する被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。次項において同じ。）に対して賦課する被保険者均等割額は、同号の規定にかかわらず、同条第1項第1号及び第2項の規定により算定した被保険者均等割額に6分の1を乗じて得た額（100円未満の端数があるときはこれを切り捨てて得た額）に3を乗じて得た額とする。

（平成20年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例）

16 平成20年度において、第14条第1項第1号に規定する被保険者に対する前3項の規定により算定した保険料の賦課額（保険料の賦課期日後において被保険者の資格取得又は喪失があった場合は、当該賦課額について第22条の規定により月割りをもって算定した額。この項において同じ。）から、当該被保険者の保険料につき、特別徴収の方法により徴収するとしたならば、令附則第12条第3項の規定に基づき徴収するものとされる支払回数割保険料額の見込額に3を乗じて得た額（保険料の賦課期日後において被保険者の

資格取得又は喪失があった場合は、当該額について第 22 条の規定に準じて月割りをもって算定した額)を減じて得た額がある場合で、当該額が 500 円未満であるときは、これを前 3 項の規定により算定した保険料の賦課額から控除する。

- 17 前項の支払回数割保険料額の見込額は、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（平成 20 年条例第 4 号）による改正前の京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定に基づき算定した額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

（委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。